

ドイツの言語と文化 第 6 回 文化パート 3

範囲: 教科書第四章、第五章 (S. 50 - S. 77)

第四章 憲法と平和条約 (S.50 - S. 60)

国民議会の招集 (S. 50)

1919 年 1 月 19 日 (一月蜂起の直後) の総選挙の結果 (太字は新与党)

政党名	議席数	党の性格
社会民主党	163	教科書第 1 章 (授業第 4 回) を参照 平和決議、マックス内閣与党 (民主党は元進歩人民党)
中央党	91	
民主党	75	
国家人民党	44	旧保守党、右翼政党、共和制に反対
独立社会民主党	22	労兵協議会 (ソヴィエト) 制を主張
人民党	19	大資本家を代表する政党、微妙に反共和制
共産党	(ボイコット)	教科書第 3 章 (授業第 5 回) を参照

→市街戦後のベルリンを避けてヴァイマルで開催

独立社会民主党、国家人民党などが少数となり、おおむね共和制が支持される。

大統領エーベルト (S. 51)

1919 年の議会はエーベルトを大統領に選出 (この時点では国民の直接投票ではなかった)。

フリードリヒ・エーベルト (1871 年~1925 年) の経歴

- ・職人出身、はやくから社会民主党に入党して労働運動に従事
- ・実務能力が認められ、1905 年に党幹部会、1913 年から党首
- ・マルクス主義の社会主義必然論と同時に、ラッサールの国家意識を持つ
 - * 社会民主党の前身、社会主義労働者党は、マルクス派とフェルディナント・ラッサール派の合同によって成立した。ラッサールは国家の手によって社会主義政策を実現することに肯定的であった。マルクス本人はこれを批判 (『ゴータ綱領批判』)。
- ・息子 3 人のうち 2 人が第一次世界大戦で戦死
- ・一階級の独裁ではなく、全国民を基礎とする政府を目指し、極左派を弾圧

内閣は社会民主党 + 中央党 + 民主党 (**ヴァイマル連合**) で組織

- ・首相: シャイデマン (社民党)
- ・国防相: ノスケ (社民党)
- ・内相: **フーゴー・プロイス** (Hugo Preuß、民主党、憲法学者)
- ・無任所相: エルツベルガー (中央党)

憲法の制定と内容 (S. 53)

新憲法 (ヴァイマル憲法) はプロイスが中心に作成、1919年7月の議会で可決。

ヴァイマル憲法の内容

- ・共和制、人民主権
- ・連邦制 (州は一部を除いて帝政時代の領邦と同じ)、ただし直接税を中央政府に移管
- ・大統領 (今後は直接投票で選出) の強大な権限
- …官吏と将校の任免権、軍隊の統帥権、**緊急時の独裁権** (第48条、ドイツでの議会政治の訓練不足を懸念して追加)
- ・人権規定には社会主義要素が取り入れられる
- …公共の福祉のための所有権制限、労働者の権利保護、労働権、労働者の経営参加、「全国経済会議」への労働者代表の参加
- ・議会の名称は国民議会 (Nationalversammlung) から国会 (Reichstag) に戻る

ヴェルサイユ条約 (S. 56)

第一次世界大戦の平和条約 (**ヴェルサイユ条約**) の折衝に敗戦国は招かれず、戦勝国のみで決定され、ドイツ代表は調印のみを要求された。

ヴェルサイユ条約の内容

- ・ドイツの**戦争責任**…「戦争責任」は新しい概念
- ・**賠償金** (歳入から優先的に支払う)
- ・海外植民地の放棄、アルザス・ロレーヌやポーランドの割譲、連合軍によるライン川左岸の占領
- ・軍備の制限

→ドイツ国内で反対が生じるも、やむを得ず受諾の採決 (1919年6月、社民党+中央党)

→シャイデマン首相の辞任、**グスタフ・バウアー** (Gustav Bauer、社民党) 内閣へ

条約への批判 (S. 58)

主に賠償金がドイツ国民の生活を圧迫→排外的国粋主義へ

- ・主にフランスによる、ドイツの再起不能を狙った復讐
- ・連合国からも批判: アメリカ (ロバート・ランシング国務長官、のちの大統領のハーバート・フーヴァー)、イギリス (経済学者のジョン・メイナード・ケインズ)

第五章 カップー揆 (S. 61-77)

各地の騒乱 (S. 61)

各地での労協協議会の残存→独立社民党、共産党の勢力扶植→ストライキ頻発→政府 (ノス

ケ国防相) による義勇軍派遣→暴力的弾圧→社民党と労働者の溝が広がる

ミュンヘン共産政権 (S. 62)

バイエルン (首府: ミュンヘン) での**クルト・アイスナー** (Kurt Eisner) 首相の権力掌握

- ・アイスナーは独立社会民主党員だったが、マルクス主義者ではなく、オップロイテやスパルタクス団のようなプロレタリアートの階級独裁を否定
- ・ただし、労兵協議会 (レーテ) を積極的に認め、支持基盤とする
- ・独立社民党、多数派社民党で連合政権をつくる

→ただし、バイエルンの選挙ではバイエルン人民党 (中央党のバイエルン部分)、社民党が圧倒的多数、独立社民党はわずか3議席

→議会招集の遅れを原因にアイスナー首相は右翼に暗殺される

→無政府主義者を経て共産党による政権掌握 (1919年4月、**バイエルン・レーテ共和国**)

→ベルリンの中央政府 (ノスケ国防相) による義勇軍の派遣、武力討伐 (5月)

* やはり連邦制だった帝政時代から、各領邦は中央とは別の議会を持っていた。ヴァイマル憲法 (8月~) では州議会となる。

** バイエルン人民党は中央党のバイエルン支部的な党ではあるが、一応は別の党。中央党の後継政党でもある現在のキリスト教民主同盟も、バイエルン州ではキリスト教社会同盟という別政党として活動している。

バイエルンの右翼化 (S. 65)

アイスナーの政権はバイエルンの反ベルリン (プロイセン) 感情を基盤

→アイスナー後の共産政権は、もともと保守的 (農民+カトリック) だったバイエルンの共産主義嫌悪を引き起こす

→最も右翼的な州へ (ベルリンは左翼的)、軍隊によって多くの右翼団体が結成

→右翼団体の一つ、ドイツ労働者党における**アドルフ・ヒトラー** (Adolf Hitler、オーストリア出身だが第一次世界大戦前からミュンヘンに在住) の登場

七首伝説 (S. 67)

七首伝説 (Dolchstoßlegende) …「ドイツは戦争に負けたのではない、背後から七首で刺されたのだ」

- ・七首=革命
- ・ヒンデンブルクの議会証言 (1919年11月) による。ただし、第一次世界大戦末期のヒンデンブルクやルーデンドルフは停戦を主張していた。 (⇒教科書第1章)
- ・右翼勢力に利用される

社民党政府による軍隊 (+義勇軍) を利用しての労働者鎮圧 (一月蜂起、バイエルン・レーテ共和国、各ストライキなど)

→軍隊、軍人の力の自覚

→反共和制の軍人による政権掌握の希望

カッパー揆 (S. 68)

国軍の一部と義勇軍がベルリン市内に進撃、**ヴォルフガング・カップ** (Wolfgang Kapp) を首相とする新政権を宣言 (1920年3月)

・ヴォルフガング・カップ (祖国党→国家人民党) は極右政治家、大戦中の平和決議に反対していた。

・元参謀次長のルーデンドルフも参加

→社民党政府 (ノスケ国防相) は国軍に討伐を命じたが、同士討ちを避けるため**ハンス・フォン・ゼークト** 軍務局長 (元の参謀総長) は拒否

→政府はベルリンを退去 (シュトゥットガルトへ)、国民に**ゼネスト** (ゼネラル・ストライキ) を呼びかける (政府=社民党+中央党、民主党、独立社民党、共産党、労働組合も支持)

→カッパー揆は失敗

* 反乱を意味する **Putsch** を「一揆」と訳す慣例になっている。

** クルツィオ・マラパルテ『クーデターの技術』(手塚和彰/鈴木純訳、中公選書、2015年) は、カッパー揆に対する政府の対応=ゼネストを評価している。

ゼネストを指揮した**全ドイツ労働組合同盟** (カール・レギーン議長) の政治的発言力向上

→「純粋な労働者政府」=社民党+独立社民党連立を要求するが失敗、従来通りヴァイマル連合の政府へ

ノスケの退場 (S. 71)

バウアー内閣退陣、**ヘルマン・ミュラー** (Hermann Müller、社民党) 内閣組閣にともない、ノスケ国防相が辞任

・カッパー揆にいたる軍 (と義勇軍) 強大化の責任

・オットー・ゲスラー (Otto Geßler、民主党) 国防相へ

→さらに軍隊寄り姿勢へ、カッパー揆討伐に反対したゼークトを国軍長官に任命

→国軍が「国家内の国家」としての地位を確立

ゼークトと国防軍 (S. 72)

ハンス・フォン・ゼークトの経歴

・プロイセン貴族 (ユンカー) の出身で帝政支持者

・ヴェルサイユ条約の戦争による打破を構想

・カッパー揆のようなクーデタではなく、政府の力の及ばない (政治的中立を建前とする) 軍隊の構築によって合法的に目的を達成しようとする

1920年当時の軍隊事情

- ・軍隊は**国軍**（Reichswehr）として存在
 - * ヴァイマル共和国時代の軍隊（Reichswehr、1919年～1935年）を国軍、ナチス政権時代の軍隊（Wehrmacht、1935年～1945年）を**国防軍**と訳し分けている。

- ・ただし、ヴェルサイユ条約で徴兵制は廃止、10万人規模（将校は4000人）に軍縮（カップー揆の原因）

→将校の厳選、兵士の職業化により、ゼークトの目的に寄与
ルール蜂起（1920年）

- ・ルール地方は工業地帯で独立社会民主党＋共産党が強く、中央政府の力が及ばない
- ・カップー揆後のゼネスト解除命令を拒否

→「赤衛軍（Rote Ruhrarmee）」による労働者の武装

→共産党政権（エッセン）へ、テューリンゲンやザクセンにも飛び火、レーテ共和国へ

- ・バイエルン・レーテ共和国と同じく国軍と義勇軍の派遣によって鎮圧

社会民主党の退陣（S.74）

バイエルン・レーテ共和国後のバイエルンでの社会民主党政権

→カップー揆を機に在ミュンヘンの国軍が政権移譲を要求

→**グスタフ・フォン・カール**（Gustav von Kahr）がバイエルン州首相に就任

→軍人勢力の強化

1920年6月2日の総選挙（太字は新与党、カップー揆後の情勢にともなう議会解散による）

政党名	議席数	前回比	備考
社会民主党	102	-61	
独立社会民主党	84	+62	
国家人民党	71	+27	
人民党	65	+46	
中央党	64	-27	バイエルン人民党が分離
民主党	39	-36	
バイエルン人民党	21	-	中央党から分離
共産党	4	-	

- ・ヴァイマル連合に打撃
- ・労働者が社民党から離反→独立社民党、共産党支持へ
- ・「国民の左右への分極化」…左（独立社民党＋共産党）、右（**国家人民党**）の強化

→ミュラー内閣退陣、社民党の連立離脱

→人民党＋中央党＋民主党の「ブルジョワ政権」、**コンスタンティン・フェーレンバッハ**（Konstantin Fehrenbach）の首相就任へ

→共和国成立後はじめて社会主義者が政権から消える

第四章、第五章のまとめ （補足）

1919年から1920年の年表

年月日	出来事
1919年1月6日	一月蜂起
1919年1月15日	一月蜂起敗北、ルクセンブルクとリープクネヒト死亡
1919年1月19日	1919年総選挙、シャイデマン内閣（社民、中央、民主）へ
1919年2月11日	エーベルト大統領就任
1919年2月21日	バイエルン首相アイスナー暗殺
1919年4月6日	無政府主義者によるバイエルン・レーテ共和国発足
1919年4月13日	共産党によるバイエルン・レーテ共和国奪取
1919年5月3日	バイエルン・レーテ共和国鎮圧
1919年6月19日	ヴェルサイユ条約をめぐってシャイデマン内閣退陣、バウアー内閣（社民、中央、民主）へ
1919年6月28日	ヴェルサイユ条約調印
1919年7月31日	ヴァイマル憲法可決
1919年8月14日	ヴァイマル憲法公布、施行
1919年11月	ヒンデンプルクによる「ヒ首伝説」議会証言
1920年3月13日	カッパー揆勃発（+ゼネストを契機に労働者側はルール蜂起）
1920年3月17日	カッパー揆崩壊
1920年3月27日	カッパー揆の責任でバウアー内閣退陣（ノスケ国防相も辞任）、ミュラー内閣（社民、中央、民主へ）
1920年4月12日	ルール蜂起鎮圧
1920年6月2日	1920年総選挙、ミュラー内閣退陣、社民党の連立離脱、フェーレンバッハ内閣（人民、中央、民主）へ

連絡先など

講師のメールアドレス：tokan@nifty.com 講師のウェブサイト：<http://hhasegawa.la.coocan.jp/>

授業のサイト（配付資料あり）：<http://hhasegawa.la.coocan.jp/lecture/2018/2018sitDeutscheSpracheundKultur.html>